

令和2年6月16日

静岡県介護支援専門員協会 会員様

「デイ・ショートの特例報酬についてのケアマネの対応」について

静岡県介護支援専門員協会 会長 村田雄二

厚生労働省 介護保険最新情報 Vol842 の通知により、デイ・ショート事業者は介護報酬を6月分より追加することができるようになっていきます。(利用者負担増となる)

サービス事業所からケアマネに算定するのでよろしくお願ひしますと連絡がはいることが予想されます。市町によって、取り扱いなど若干違うところがあるかもしれません。正しくはそれぞれの市町に確認ください。業務の参考になればと思ひまとめました。

【1】基本的な流れ

- 1) サービス事業者が 「今回の特例報酬を算定してよいか」を利用者に同意を得る。
*通知には「介護支援専門員と連携の上利用者からの事前の同意・・・」とある。
- 2) サービス事業者から ケアマネに同意を得たので算定しますと連絡がある。
- 3) ケアマネは 利用票・提供表に 特例報酬分を追加する。
- 4) サービス事業者から 月初めに実績が届く。
- 5) ケアマネは 利用票に実績を記入して 国保連へ請求する。

【2】ケアマネとして気を付けること

- 1) 今回の特例報酬(単位数)については 各要介護度の区分支給限度額でケアマネが管理している単位数に含まれる。
- 2) 利用者が同意をした方の算定になるので、ケアマネからも利用者の判断が適切におこなえるように丁寧に説明しておく。
- 3) 利用票の作成が求められる。
- 4) サービス事業者から同意を得たコピーを頂いておくことが望ましい。
- 5) サービス事業所の特例報酬はサービス提供回数の実績によって、サービス事業所側が請求できる回数に違いがある。
- 6) 通所系サービス(通所介護・通所リハ・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護)と短期入所系サービス(短期入所生活介護・短期入所療養介護)が対象となっている。

【3】介護保険事業所の特別報酬の算定について

具体的な算定方法については、厚生労働省 介護保険最新情報 Vol.842 通知で確認してください。または、サービス事業所に確認しましょう。

【基本的には】

- 1) デイの場合
 - 通常報酬区分を2区分上で算定できる(月何回までの制限はある)
例えば 6時間以上7時間未満⇒8時間以上9時間未満で
 - 通所介護と通所リハでは算定方法がちがう。
- 2) ショートステイの場合
 - 基本、1ヶ月のサービス提供日数を3で割った数(小数点以下は切り上げ)の日数分を緊急短期入所受入加算で算定できる。